

■**返戻金** 関連条文抜粋

(4) 有効期間

本サービスの有効期間は、本確認書締結日より前条2項に定める継続報酬の払込完了時、または、サービス開始後1年経過時点までに、貴社が弊社に対し、貴社と当該顧問との契約が解約された旨を書面またはメール等の適宜電磁的方法にて通知した時点までです。

(5) 内定辞退・取消

当該顧問が紹介確定後に入社辞退、または当該顧問の諸事情を原因とし、客観的かつ社会通念上相当性のある理由に基づき入社取消となった場合等、貴社と当該顧問が当該契約を開始しないことが決定した場合は、弊社は当該顧問にかかる人材紹介手数料全額を貴社に返金します。

(6) 早期離職補償

契約開始日から起算して90日以内に貴社または当該顧問が、貴社と当該顧問との間の契約を解約（以下「離職」といいます。）した場合、弊社は当該顧問にかかる人材紹介手数料を以下のとおり返金します。ただし、指定期間内に再契約した場合は、早期離職補償の対象外とします。

①契約開始日から起算して30日以内に離職した場合、人材紹介手数料の70%を返金します。

②契約開始日から起算して31日以降60日以内に離職した場合、人材紹介手数料の50%を返金します。

③契約開始日から起算して61日以降90日以内に離職した場合、人材紹介手数料の20%を返金します。